

登録団体に関する件

登録団体

会則第7条に定める登録団体とは、活動の本拠を協会の外に持つ京都府域内に存する成員5名以上の団体で下記のいずれかを満たすものをいう。

- ①京都府下で新たにかかる会の設立を目指す団体であること。
- ②大学、高校、中学校等の公認で活動を行う団体であること。
- ③その他会長が認める団体。

責 務

登録団体は、協会主催行事に協力する義務を負う。

連絡係

登録団体は、協会との連絡役として代表者を1名置くものとする。

その他

登録団体に属する個人が都合により登録団体から離れる場合、あるいは登録団体が消滅した場合は、すみやかに正会員として当協会に入会するものとする。